

令	令和6年11月11日	
所 属	保育運営課	
所属長	三木 陽子	
電 話	06 - 6489 - 6372	

賞味期限切れ調味料の誤使用について

市立保育所において、賞味期限切れ調味料を誤使用し、児童に食事を提供する事案が発生しましたのでご報告いたします。

本件につきまして、対象児童及び対象児童の保護者の皆様にご迷惑をおかけしたこと、 深くお詫び申し上げます。なお、現時点において対象児童の皆様に健康被害は確認されて おりません。

1 発生日時

令和6年11月7日(木) 午前11時頃 (確知日:令和6年11月8日(金)午後2時半頃)

2 事案の概要

市立園田保育所にて、昼食の際に保育所で調理した炊きこみご飯に、賞味期限が約5か月経過したみりん(未開封)を使用し、当日出席していた児童98名に提供しました。(1人あたり1cc程度摂取)

3 対応

当該事案を確認した 11 月 8 日 (金) の午後以降、対象児童の保護者の皆様に対して説明、謝罪を行いました。また、対象児童の健康観察を保護者の皆様に依頼しました。

4 原因及び再発防止に向けた今後の取り組み

賞味期限切れの調味料を廃棄していなかったこと、使用時に賞味期限の確認を怠った人為的ミスが原因です。また、本市では本年8月に市立保育所において、賞味期限切れの牛乳を誤提供する事案が生じており、その際に調理師間での賞味期限の確認の徹底、また保育士も含めた職員全体で賞味期限を必ず確認のうえ、児童に配膳することなど、再発防止並びに児童の安全確保に職員一同努めることとしていたにもかかわらず、同様の事案を生じさせてしまいました。このため、再度同様の事案が生じぬよう在庫管理のさらなる徹底を行うようにします。

以上